

第3期飯塚市地域福祉計画（素案）
修正箇所一覧

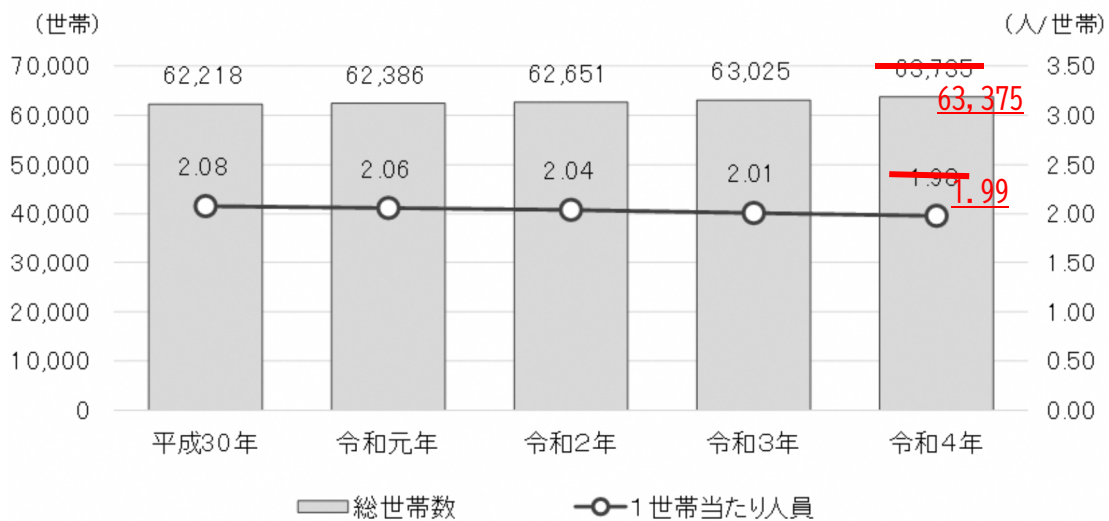
(3) 世帯の状況

本市の総世帯数は、令和4年(2022年)10月1日現在 ~~63,375,735~~ 世帯となっており、1世帯当たりの人員は ~~1.991.98~~ となっており、2.0をきっています。

世帯数は、平成30年(2018年)より増加していますが、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

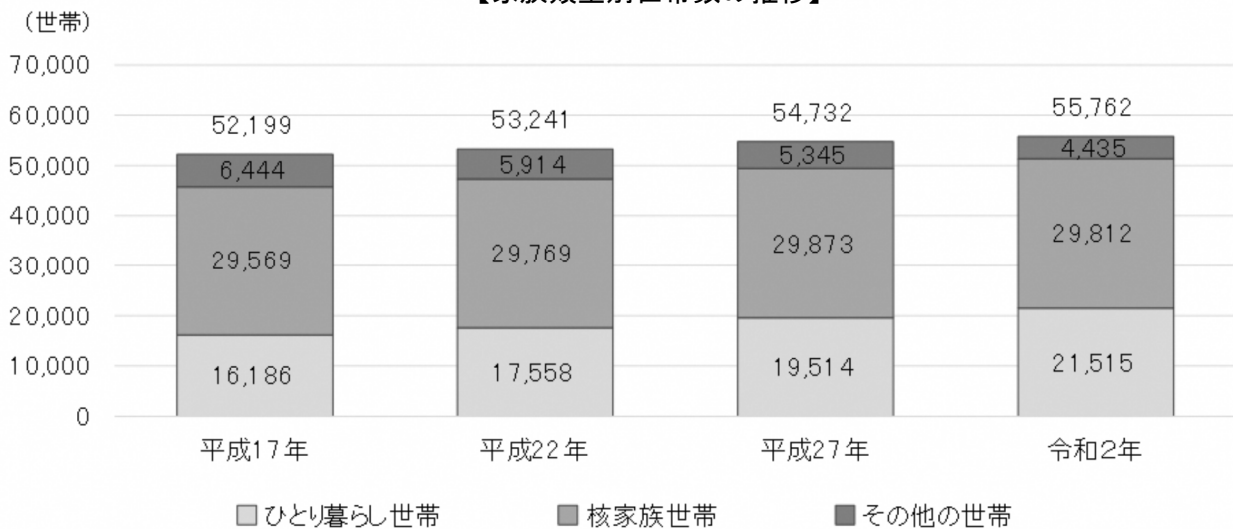
世帯数の推移を家族類型別にみると、ひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。

【総世帯数と1世帯当たり人員の推移】



資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日)

【家族類型別世帯数の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)

「児童扶養手当」の受給世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で1,617世帯となっています。平成30年(2018年)度より減少傾向にあります。

【児童扶養手当受給世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童扶養手当受給世帯	1,782	1,692	1,633	1,583	1,617

資料：子育て支援課(各年度末、令和4年度は10月1日現在)

(7)生活困窮者の状況

令和4年(2022年)10月1日現在、生活保護世帯は4,012世帯、保護人員は5,195人、保護率は41.4%となっています。これらは減少傾向にありますが、高齢者世帯の生活保護世帯は2,400台で推移しています。

【生活保護世帯の状況】

単位：世帯

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
生活保護世帯	4,330	4,193	4,092	4,004	4,012
高齢者世帯	2,433	2,464	2,471	2,436	2,439
母子世帯	297	273	247	201	200
傷病・障がい者世帯	1,018	959	903	889	901
その他の世帯	582	497	471	478	472
保護人員(人)	5,913	5,633	5,378	5,219	5,195
保護率(%)	46.1	44.1	42.4	41.3	41.4

資料：生活支援課(各年10月1日現在)

生活自立支援相談室における相談件数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられますが、令和2年(2020年)に1,457,959件と一気に増加し、相談受付後の支援申込件数も1,134,773件となっています。

【生活自立支援相談室における相談等の状況】

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	164—98	188—103	261—123	1,457—959	770—504
相談受付後の支援申込件数	93—58	115—56	137—64	1,134—773	557—405
就労開始等による支援終結件数	45—25	70—40	27—15	15—2	49—15

資料：生活支援課(各年度末)

(8) その他

外国人登録人口・世帯は、令和4年(2022年)10月1日現在で、1,519人、948世帯となっています。国籍別にみると、大韓民国(481人)、ベトナム社会主義共和国(271人)、中華人民共和国(206人)等が多くなっています。国籍別にみると、大韓民国が481人、中華人民共和国が206人、フィリピン共和国が128人となっています。

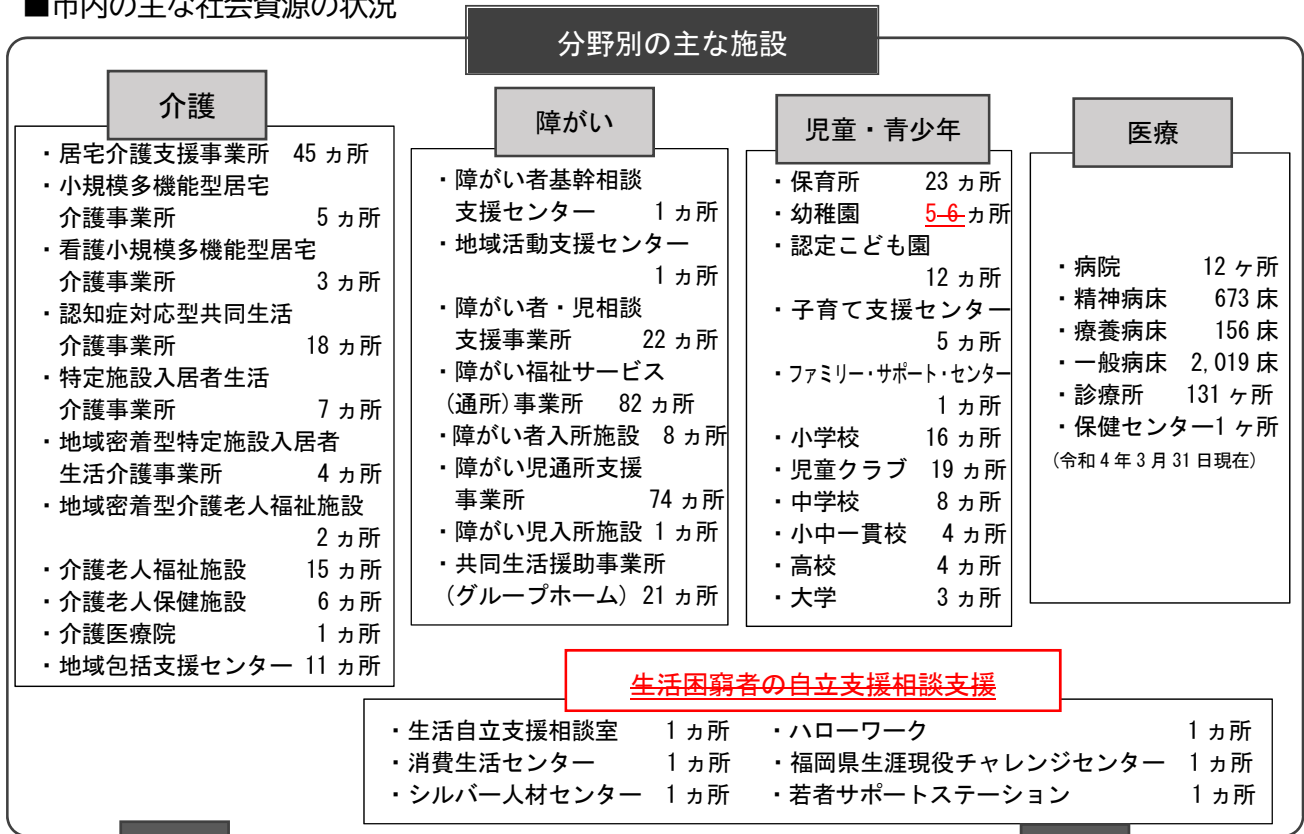
【外国人の状況】

単位：人

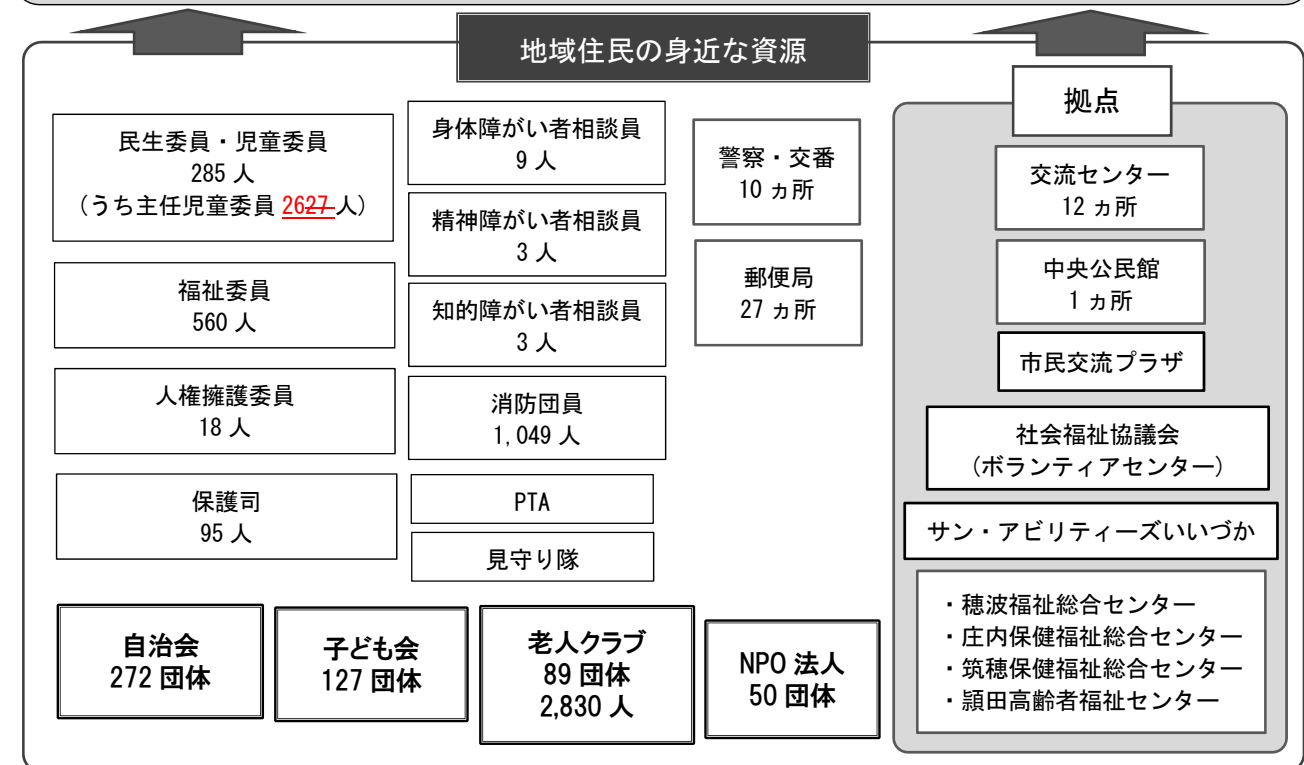
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
外国人世帯(世帯)		795	863	892	881	948
外国人登録人口		1,339	1,426	1,464	1,446	1,519
国籍別内訳	大韓民国	541	514	504	496	481
	<u>ベトナム社会主義共和国</u>	<u>179</u>	<u>269</u>	<u>296</u>	<u>306</u>	<u>271</u>
	中華人民共和国	216	212	211	194	206
	フィリピン共和国	107	101	112	120	128
	<u>インドネシア共和国</u>	<u>41</u>	<u>59</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>88</u>
	<u>朝鮮民主主義人民共和国</u>	<u>23</u>	<u>22</u>	<u>23</u>	<u>22</u>	<u>20</u>
	<u>ペルー共和国</u>	<u>35</u>	<u>32</u>	<u>34</u>	<u>35</u>	<u>33</u>
	その他	<u>255—417</u>	<u>271—545</u>	<u>288—580</u>	<u>281—579</u>	<u>345—651</u>

資料：市民課(住民基本台帳：各年10月1日現在)

■市内の主な社会資源の状況



<p>要介護(要支援) 認定者数 8,578 人</p>	<p>総人口 <u>125,912 人</u></p> <p>総世帯数 <u>63,735 世帯</u> (住民基本台帳)</p>		
<p>高齢者(65歳以上)数 40,367 人</p> <p>高齢者のいる世帯 25,513 世帯※1</p>	<p>身体障がい者 7,877 人</p> <p>知的障がい者 1,357 人</p> <p>精神障がい者 1,474 人</p> <p>障がい者のいる世帯 7,769 世帯</p>	<p>18歳未満人口 19,501 人</p> <p>母子世帯※1 1,147 世帯</p> <p>父子世帯※1 77 世帯</p>	<p>外国人登録人口 1,519 人</p>
※1 令和2年国勢調査			



※表記のないものは、いずれも令和4年10月1日現在

■行政の主な取り組み実績

- ・ 社会福祉協議会及び市内 20 地区の地域福祉ネットワーク委員会が実施する高齢者の見守り活動や健康づくり、介護予防事業、いきいきサロン等の事業支援に対し補助金を交付した。
- ・ 福祉ボランティア・NPO 等に関する情報について、広報紙、ホームページに掲載し周知した。
- ・ サン・アビリティーズいいづかや市民交流プラザにおける活動支援及び、「つどいの広場いづか」に対する公共施設の提供や、中央公民館、交流センター、福祉センター施設等の利用料金の減免による活動支援を行った。

○サン・アビリティーズいいづかの利用者：

平成 29 年度 10,538 人 ⇒ 令和 3 年度 3,590 人

○市民交流プラザの利用者：

平成 29 年度 505 団体 9,625 人 ⇒ 令和 3 年度 421 団体 4,831 人

- ・ 地域の資源を活かした新たな活動の場として空き店舗を活用した活動支援を行った。

○新たな活動の場の確保：

平成 29 年度 2 店舗 ⇒ 令和 3 年度 5 店舗

○世代間交流：

児童センターではボランティアによる読み聞かせや、学習支援等を行った。

○中央各地区公民館・各地区交流センターまつり：

平成 29 年度(来場者数) 14,832 人 ⇒ 令和 3 年度 455 人

※新型コロナウイルスの影響により、例年どおりの開催とはならなかったが、中央公民館サークルの動画発表や社会教育団体の作品を展示発表を長期間に渡って行うことにより、中央公民館内外の社会教育事業を市民に知ってもらうための良い機会となった。

- ・ 学校教育に支障のない範囲において、社会教育その他公共のために使用する団体に対し、小学校及び中学校の施設及び設備を開放した。

4 地域福祉をめぐる課題まとめ

(1) 地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足

第2期計画のふり返りにおいて、地域福祉を担ってきた人たちの高齢化、そして後継者不足、ということが指摘されていました。しかし、市民アンケート結果を分析したところ、住民同士の付き合いの深さは、浅めになりつつあるが、地域で助け合うという意識は維持されています。また、地域活動に関心はあるが参加していない人たちがいます。そうした人は、時間がなかったり、一緒に参加する人がいないという理由で参加していません。そのような問題を解決できれば、参加する可能性の高い人たちと考えられます。そうした人たちが地域活動に参加できるよう、若い世代の暮らしのあり方に合わせる等、組織のあり方を柔軟に変えていく必要があると考えられます。

(2) 地域内における連携

本市の世帯状況をみたところ、1世帯当たりの人員が減少し、高齢者のひとり暮らし世帯は増加傾向にあります。また、団体ヒアリングにおいて、SOSを出せない人、相談へ行こうとする気持ちにならない人、そうした本当に支援が必要な人に接近することが必要だと指摘されています。そのためにも、地域福祉に関わる各種団体と地域団体が連携する必要があります。地域福祉においては、自治会や民生委員・児童委員が中心的な役割を果たします。団体と地域団体が連携し、地域課題を発見し、支援につないでいくためにも、先の(1)の課題に対処する必要があると考えられます。

(3) 支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない人への取り組み

必要な支援が届いていない人に支援を届けるためには、支援する側が積極的に地域に出向く必要があります。しかし、限られた資源の中で、そのような活動を充実することは難しくあります。そのため、「地域づくり」のなかで、地域福祉に関わる人たちを増やし、支援が必要な人を支援につなげていく可能性を拡大させていく必要があります。

(4) 総合相談窓口の設置

第2期計画のふり返り、団体ヒアリング調査において、「総合相談窓口」の設置が必要と指摘されています。子どもの事から高齢の方、障がいのある方まで誰もが安心して相談できるようなしくみづくりが必要となっています。

(5) 行政のコーディネート能力の向上

市民アンケート調査において、市民の中でも、地域福祉における市民と行政とが「協働」するべきという意識が多くなりつつあります。市民と行政の協働を進めていくためにも、行政からの市民にとってわかりやすい情報発信が必要となります。さらに、地域の中で生じる生活課題を解決していくためには、行政とが関係団体が協力し、課題を解決するための体制づくりが求められます。~~の問を調整し、取りまとめていく能力の向上が求められます。~~

(6) コロナ禍における地域福祉活動

新型コロナウイルス感染症の影響により、見守り活動やサロン活動などの地域福祉活動が停滞し、交流機会の減少から孤立する高齢者の問題など新たな地域福祉課題が発生しています。

終息の見えないコロナ禍における地域福祉活動推進のためには、感染防止の正しい知識を身に付け、活動の継続・休止の判断や、感染リスク低減を図るため活動内容の見直しを行うなど、その時々状況下に対応した活動を展開することが求められています。

2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの「基本目標」を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取り組みを進めていきます。この基本目標は、第2期計画の総括を踏まえて、第3期計画の中で取り組むことが必要と考えられる課題を整理し設定しています。

基本目標1 お互いを大切にしようひとりごとづくり

地域住民がともに支え合い、地域をともに創る「地域共生社会」を実現し、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、互いの違いや個性を理解し、互いに尊重しながら、地域活動に参加することが必要不可欠です。市は市民の地域や福祉に対する意識や人権の啓発を図り、多くの市民が地域活動の担い手として参加することができるよう、地域福祉に参加しやすい体制を整えます。

基本目標2 支えあう地域づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域で助け合い・支え合いを行うことが大切です。そのためには、市民の皆さんが地域や隣り近所との日ごろからのあいさつや声かけ等を通じた顔の見える関係づくりが必要です。一方、隣人関係の希薄化や仕事・家事・育児等による多忙により、悩みや不安を抱えながら相談することができない、またひとり暮らし世帯内における問題やひきこもり等、支援につながりにくいケースも起きています。本計画では行政と関係団体、福祉事業所、まちづくり協議会、自治会そして市民との協働のもとで地域住民に対して、顔の見える関係づくりを促し、地域での助け合い・支え合いにつなげ、地域の課題を解決することができる体制を整えます。

基本目標3 つながるしくみづくり

市は子どもから高齢者まで誰もが、抱える生活上の問題について、気軽に相談できる体制をつくり、解決ができるようなしくみを整えます。生活課題が多様化・複雑化しており、一人ひとりの生活課題を受け止め、解決へつなぐための包括的な支援を行うとともに、個人の権利が守られるよう権利擁護に努めます。また、福祉課題を解決する一つの手段である福祉サービスの提供体制の強化を進め、誰もが、自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりに努めます。

活動目標 1 互いに支え合う意識の醸成

現状と課題

地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、住民一人ひとりが多様性や違いを認め、一人ひとりの人権が尊重されることが不可欠です。しかし、現代社会においては、部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人者、外国人、性的少数者に関する問題等様々な人権問題が存在しています。また、情報化の進展に伴って、インターネット上では、匿名による誹謗、中傷や悪質な差別的書き込みが横行し、さらには、ヘイトスピーチ⁴といった問題も生じています。

多様な違いを持つ人びとが地域の中で共に暮らしていくということは、その違いを認め、受け入れることが重要です生きようとする人を公然と否定する人はいないでしょう。しかし共にという言葉が、違いのある人たちが場を共有するだけの意味しか持たなければ、問題は拡大し拡散します。誰もが共に生きていくことを可能にするための条件のある社会を築くことこそ重要な現代の課題です。子どもも高齢者も障がいのある人も、赤ちゃんを連れてお父さんお母さんも、生まれついた性にとらわれずに生きようとする人も、諸外国から日本に来た人も地域の中で共に生きることを可能にする社会が求められていますを求めています。

様々な固定観念や偏見、差別意識を解消していくために、家庭や地域、学校、企業・事業所・団体、行政等で行われるあらゆる学習機会等を通して、人権教育及び啓発活動を推進していく必要があります。

取り組みの方向性

市の様々な施策を通じ、地域による支え合いやお互いを尊重し思いやる共生社会を推進します。また、市民の相互理解が深められるよう、国籍、年齢、性別、出身地、障がいの有無等にかかわらず誰もが安心して生活を送り、自分らしく活躍することができる環境づくりを進めます。

⁴他者の権利を侵害することを目的として、貶めようとしたり辱めようとしたりすること。特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動。

(1) 人権意識の啓発を基盤とした福祉意識の向上

地域福祉は、地域を構成するすべての人々の人権が尊重されてはじめて実現できるものです。性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、一人ひとりの人権が尊重されるよう、市民と行政が一体となって人権意識の高揚を図るとともに、人権教育・啓発の推進に取り組みます。

また、市民一人ひとりの人権への関心や意識を高めるため、あらゆる機会を通じて、福祉教育や人権問題に関する啓発を行います。

関連団体と協力し、地域の中で様々な世代の人を対象に福祉教育を充実していきます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認等、あらゆる属性・特性に関わりなく、お互いを尊重し、理解し合しましょう。
- ・ 人権問題についての講演会や学習会等に参加しましょう。
- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において対等な立場で参画していきましょう。男女が互いに人権を尊重し合いましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 人権問題、男女共同参画推進の意識啓発に努めましょう。
- ・ 地域や団体の活動の中で、高齢者、障がい者、児童等の福祉問題に関する学習の機会を設け理解を深めましょう。
- ・ 研修やイベントを行う際は、多くの人に参加できるよう工夫しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 人権教育・啓発や男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、市民の積極的な参加を促進し、理解が深まるよう啓発に努めます。
- ・ 意識啓発については、誰もが考える身近な課題やテーマを取り入れるとともに、情報発信の方法についても、SNS⁵を積極的に活用します。
- ・ 学校教育、社会教育など、市民のライフステージに応じた様々な機会をとらえ、人権問題、福祉問題の意識向上に努めます。
- ・ 一人ひとりの違いを認め、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現のため、多様な性のあり方的指向・性自認への理解やより適切な対応を促すことを目的に、情報提供や研修の実施など普及啓発に取り組みます。

●主な関連施策

- 人権教育・啓発や男女共同参画推進にかかる研修会・講演会の開催
- 福祉教育を学ぶ機会の提供

⁵ 「Social Networking Service」の略。インターネット上の交流を通じて人々の社会的な繋がり(ネットワーク)を構築するサービス。

活動目標1 互いに支え合う意識の醸成の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021 年度)	目標 (2032 年度)
人権教育・ <u>人権</u> 啓発研修会、講演会等の開催事業 (<u>人権・同和政策課</u>)	研修会、講演会等 開催回数・参加者数	66 回 3,353 人	280 回 12,200 人
男女共同参画推進に関する講演会の事業実施による意識啓発 (<u>男女共同参画推進課</u>)	サンクスフォーラムの参加人数	131 人	450 人

(1) 自治会等の地域活動の促進

地域の自治活動を維持・拡充していくために、自治会を中心とした地域活動を促進し、活動する人が担い手として地域に貢献できるよう環境を整えます。

■市民の取り組み(自助)

- ・ 積極的にあいさつや声かけをする、地域の活動や行事に参加するなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にしましょう。
- ・ 自治会等の地域の団体組織に関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ・ 地域の民生委員・児童委員と交流し、困りごとがあれば相談しましょう。

■地域や関係団体の取り組み(共助)

- ・ 地域活動の次の担い手を育成するため、地域行事への参加を呼びかけましょう。
- ・ 自治会や関係団体では、地域にいる人材の発掘を行い、地域参加の輪を広げましょう。また、積極的に女性委員を登用しましょう。
- ・ 自治会やボランティア等が地域での福祉活動を解決するため、様々な団体とつながりをつくり、情報を共有しましょう。

■行政の取り組み(公助)

- ・ 地域活動の基盤となる自治会の活動を支援します。
- ・ 自治会が主体となり、行政が協力しながら、今後の地域のあり方の方向性を検討していきます。
- ・ 「広報いいづか」等の情報媒体を通じて、地域活動に参加し、みんなで地域をつくっていく意識の醸成を行います。

●主な関連施策

- 自治会への加入促進支援
- 地域福祉や地域活動への意識啓発

活動目標2 住民主体の地域福祉の推進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
自治会活動のPR、加入促進 (まちづくり推進課)	自治会加入率	52.4 8 % (2022年5月)	53%
ボランティア・市民活動への参加状況	市民アンケート調査で、ボランティア・市民活動へ「現在参加したり、協力している」と回答した割合	7%	24%
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て支援課)	まかせて会員・どっちも会員の登録者	131人	150人
生涯学習ボランティアネットワーク事業 (生涯学習課)	登録者数 派遣人数	登録者数 1,746人 派遣延人数 1,707人	登録者数 1,830人 派遣延人数 2,500人
e-マナビ事業(指導者) (生涯学習課)	指導者数 学級数	47人 42学級	53人 40学級
フレイル予防事業 (健幸保健課)	フレイル予防サポーター養成者数	95人	215245 人

活動目標1 地域における交流活動の促進の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
中央公民館・各地区 交流センターまつり (まちづくり推進課、 生涯学習課)	参加者数及び来場者数	455人	15,600人
街なか子育てひろば 地域交流事業 (保育課)	交流事業への参加者数	152人	35,000人
人権啓発センターの 利用促進 (人権・同和政策課)	年間利用者数	4,748人	13,000人
地域活動への参加状 況	市民アンケート調査で、地域活動 に「進んで参加・協力している」、 「機会があれば参加・協力してい る」と回答した割合	34.7%	70%

活動目標2 包括的な支援体制の構築の計画目標

事業名	指標の考え方 (担当課)	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
高齢者・障がい者・児童の各種相談支援事業	「地域包括支援センター」における相談件数 (高齢介護課)	8,652件	増加 ※相談件数を伸ばすことではなく、相談において必要な人に必要なサービスが届くことが目標。ただし、窓口を知らない人が一人でも多く窓口を知り、サービスに繋がることを目指して「増加」とする。
	「障がい者基幹相談支援センター」における相談件数 (社会・障がい者福祉課)	16,452件	
	「家庭児童相談室」における相談件数 (子育て支援課)	4,117件	
	「生活自立相談室」における相談件数 (生活支援課)	7701,376 件	
サンクス相談室	相談件数 (男女共同参画推進課)	14674 件	
悩みや不安の相談先	市民アンケート調査で、「相談先がない・わからない」と回答した人の割合	12.9%	減少
福祉サービスを利用して不都合や不満を感じたことがあるか	市民アンケート調査で、「不都合や不満を感じたことがある」と回答した人の割合	10.3%	減少

活動目標3 安全・安心な暮らしを守る活動の計画目標

事業名 (担当課)	指標の考え方	実績 (2021年度)	目標 (2032年度)
成年後見制度における市長申立 (高齢介護課、 社会・障がい者福祉課)	市長申立件数	障がい 2件 高齢 3件	障がい 5件 高齢 15件
成年後見制度について	市民アンケート調査で、「名前も制度の内容も知っている」と回答した人の割合	25.6%	50%
自主防災組織の設立・強化支援 (防災安全課)	自主防災組織カバー率(自主防災組織のある地区の世帯数/総世帯数)	73.5388-91%	100%
防災に関する取り組みの状況	市民アンケート調査で、「最寄りの避難場所を把握している」と回答した人の割合	70.7%	100%
飯塚市消費生活センター相談事業 (まちづくり推進課)	相談件数	1,154件	1,200件
再犯防止に関する取り組みの認知度について	市民アンケート調査で、「再犯防止の取り組みを知っている」と回答した人の割合	25.7%	50%

1 地域福祉推進協議会開催状況

	開催日	内容
第1回	令和4年4月18日	(1) 第3期飯塚市地域福祉計画策定スケジュールについて (2) 市民アンケート調査について (3) 団体ヒアリングシートについて
第2回	令和4年5月20日	(1) 市民アンケート調査票について (2) ヒアリング団体先について (3) 団体ヒアリングシートについて
第3回	令和4年9月29日	(1) 協議会スケジュールについて (2) 第3期飯塚市地域福祉計画の令和3年度推進状況について (3) 市民アンケート調査の結果、市民団体ヒアリング (グループインタビュー)の結果について
第4回	令和4年10月25日	(1) 第3期飯塚市地域福祉計画の骨子(案)について
第5回	令和4年12月20日	<u>(1) 第3期飯塚市地域福祉計画(案)について</u> <u>(2) 第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集(案)について</u> <u>(3) 第5回協議会以降のスケジュール(案)について</u> 後日記載
第6回	令和5年1月16日	<u>(1) 副会長の互選</u> <u>(2) 第3期飯塚市地域福祉計画(案)について</u> <u>(3) 第6回協議会以降のスケジュールについて</u> 後日記載
第7回	令和5年2月28日	後日記載
答申	令和5年3月10日	後日記載

2 飯塚市地域福祉推進協議会委員名簿

区 分	所属団体等		役職等	氏 名
学識経験者	北九州市立大学		教授	(会長)小賀 久
			准教授	坂本 毅啓
社会福祉関係者	地区社協・地域福祉ネットワーク委員会	(飯塚地区)	委員	櫻木 千津子
		(穂波地区)	委員	松原 則子
		(筑穂地区)	委員	大久保 律子
		(庄内地区)	委員	友松 和恵
		(潁田地区)	委員	高岡 備子
	飯塚市民生委員・児童委員協議会		理事副会長	宮田 朋子
	NPO 法人いづか障害児者団体協議会		理事長	吉良 安子
	飯塚市ボランティア連絡協議会		副会長	浅田 なおみ
飯塚市社会福祉協議会		課長	岡松 美千代	
市民団体等	飯塚市自治会連合会		理事	大塚 民也
	飯塚市老人クラブ連合会		副会長	山田 清子
	いづか男女共同参画推進ネットワーク		代表委員	渡邊 福
	部落解放同盟飯塚市協議会		書記長	安永 勝利
	NPO 法人 飯塚市青少年健全育成会連絡協議会		理事	長谷部 經宜
市民代表	市民公募委員			阿波 秋子
				白瀧 登美子

(令和5年1月16日現在)

(6)意見の概要

①地域福祉に関する意見

■現状・課題

- ・自治会は減少している。また、成り手も不足しており、自治会の廃止が起きている。自治会長の仕事の負担が非常に大きくなっているということが理由として挙げられている。それに対する具体的な案はでていない。一つ上げるとするなら、市報の配布を民間に委託するなどのことが考えられる。
- ・高齢者の中にもいろんな人がいて、人とよく折衝をされる方、孤立して一人の方もいる。また、車もないので、いろんなことを民生委員にお願いされることもある。常態的になったらいけないので、お断りしている。
- ・色んな人がいるので、きちんと一人ひとり対応していくのは難しい。
- ・自治会との連携は、うまくいっているところとそうでないところ両方ある。うまくいっているところは、自治会の役員がしっかりしていて情報共有ができています。逆に、お互いに支え合いながらという趣旨に欠ける人もいますので、そこは問題である。
- ・老人会としては会員の状況が悩みで、平成10年以降、会員が減ってきている。会員減少を止めるためには増強運動をしないといけない。会員増強運動は毎年やっているが効果がない。増強運動に力をいれたいが、そのためにはどうしたらよいか。会員が減少していることが、会員に伝わっていない現状がある。
- ・婦人会では食の提供等を通して子どもたちの居場所づくりを行うことで、子どもたちが健やかに育成される環境整備を図ることを目的に、大人と子どもと一緒に調理し、食事をしてもらう『元気子ども料理クラブ』（コスモス食堂）の活動に力を入れている。近年では新型コロナウイルスの感染拡大の影響により事業を取りやめているが、その代わりにコスモス食堂向けに寄せられた善意の食材を無料で配布する会を実施している。こうした事業を今後継続して運営していくには、企業や民間団体等との連携、協力体制を充実させることが必要であり、人材不足等の課題解消にもつなげていけるものと考えている。コロナ禍で職がなかったり収入がなく、一会員を増やしていかないといけないという課題がある。

■地域共生社会を作るために必要なこと

- ・相談できる場所があることは重要だが、相談に行こうという気持ちになることがそもそも大事だ。深刻な問題だと相談することも困難になる。そうした人へどのように手を伸ばすか。行動してもらえそうな仕掛けが必要なのではないか。
- ・本当に深刻な問題を抱えている人に、どうやって情報を届け、気持ちを変え、行動を促すか。行動までつながれば解決に結び付くが、それが困難だと思う。
- ・我々が対処できるのはそこまで深刻な問題を抱えていない人になる。問題が深刻な人をどうするかが重要だと感じる。そうした人を助けるためには、情報が必要だ。また、そうした人に情報を届ける必要もある。
- ・地域活動に入ってから気づきもあるので、まずは参加してもらいたい。
- ・地域が連携するためのつながり、既定の組織にとらわれないつながりといったものが必要になっているのではないか。
- ・自分の趣味の活動に重きを置く人も多く、婦人会、サークルなども入らない。会員にならなくてもボランティアに来てもらえるような体制支援してもらえたらいいのではないか。